

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第六条第三項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形文化財は令和八年九月四日をもって指定を解除された。

令和八年九月十八日

埼玉県教育委員会教育長 石 川 薫

種類	名称	所在地	所有者	指定年月日
建造物	氷川神社本殿 附 造営関係文書四冊	埼玉県川越市宮下 町二丁目十一番地	氷川神社	昭和三十一年 十一月一日